

申告が 必要です！

所得税から住宅ローン 控除額を引ききれ なかった場合

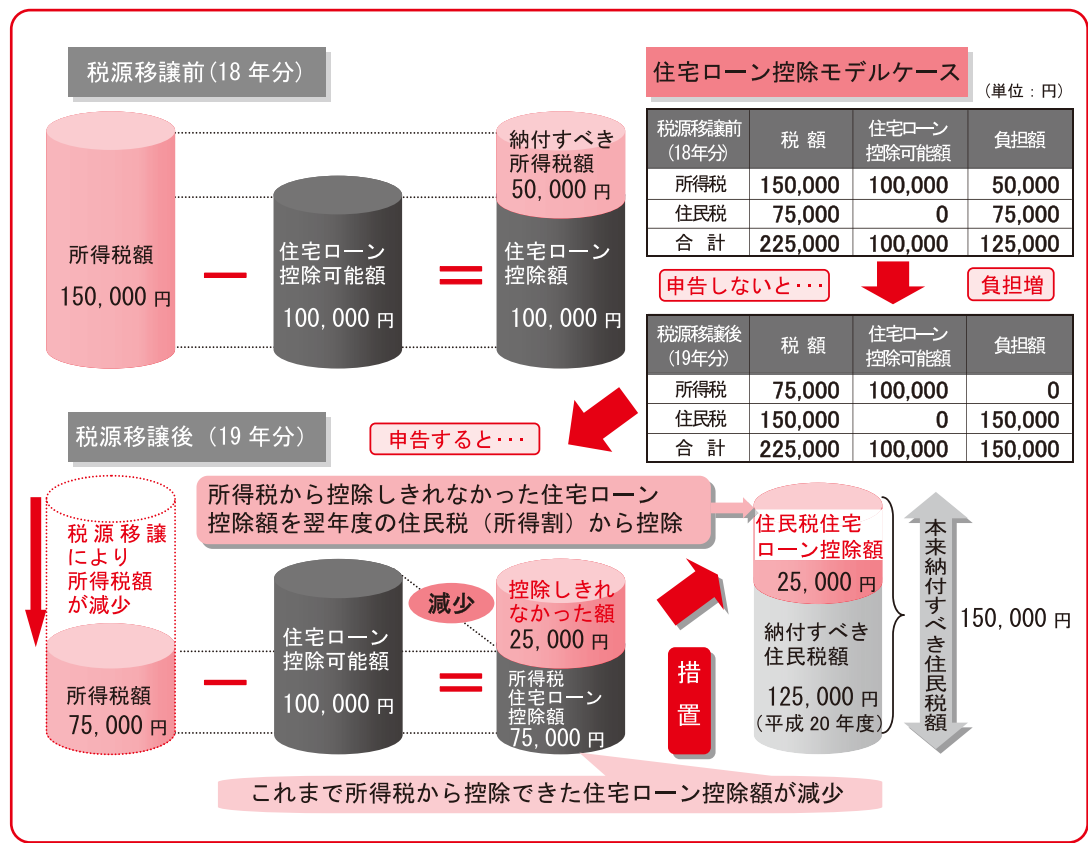
控除しきれなかった分は
住民税（所得割）から控除されます。

申告期限
平成20年
3月17日
まで

税源移譲により、所得税が減額となり、これまで控除できていた住宅ローン控除が減る場合があります。平成11～18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税（所得割）から控除できます。

平成19年から税源移譲によって、
所得税・住民税が変わっています。

身近でよりよい行政サービスを行うため、
国（所得税）から地方（住民税）への「税源移譲」が始まりました。
その分、ほとんどの人は、平成19年1月から所得税が減り、
しかし、6月からの住民税が増えるので、「所得税＋住民税」の税負担は基本的には変わりません。



平成20年度以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

平成19年分の所得税から控除しきれなかった額が発生した場合、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在に居住する市区町村へ「市町村民税都道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

申告書の提出先

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける人	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をしない場合	源泉徴収票を添付して市区町村へ提出
所得税の確定申告をする場合	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

Q. 平成19年以降に入居した場合は？

A. 平成19年以降に入居した場合は、この「住民税の住宅ローン控除」の適用はありません。別途、所得税において、新たな住宅ローン制度が設けられます。詳しくは、税務署へ。
(※所轄の税務署・・・葛城税務署 ☎0745・22・2721)